

平成29年度第4回静岡市障害者自立支援協議会 会議録

1. 日 時 平成30年2月8日（木） 午後2時00分から 午後4時00分まで
2. 場 所 静岡市役所 本館 3階 第一委員会室
3. 出席者
(委 員) 渡邊英勝委員（会長）、中村章次委員（副会長）、飯塚友紀委員、
畠山直史委員、檜垣智郎委員、遠藤智一委員、浅野一恵委員、
池田隆寿委員、中村文久委員、萩原秀昭委員、大野富美子委員、

(事務局) 丸岡保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長、吉永障害者福祉課長、
海野地域リハビリテーション推進センター所長、荒田児童相談所長、
安藤精神保健福祉課長、羽根田保健衛生医療部長
松本こころの健康センター所長、
梶山商業労政課雇用労働政策担当課長（代理出席）、
前島葵福祉事務所障害者支援課長、
浅場駿河福祉事務所障害者支援課長、
萩原清水福祉事務所障害者支援課長、川島学校教育課長
鈴木特別支援教育センター所長

(相談支援事業所) 静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、
サポートセンターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか、
アグネス静岡、ひまわり事業団ピアサポート、
静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、
地域生活支援センターおさだ、清水障害者サポートセンターそら、
障害者相談支援センターわだつみ、はーとぱる
4. 欠席者
(委 員) 岡庭隆門委員、花島聖委員、原田まゆみ委員、斉藤菜穂子委員
5. 傍聴者 一般傍聴者 2名
報道機関 0社

6. 議 題
- (1) 静岡市障がい者共生のまちづくり計画について
 - (2) 専門部会の活動について
 - ①活動について
 - ②子ども部会設置に向けての提案
 - (3) 平成29年度各区の地域課題について
7. 報告事項
- (1) 静岡市指定障害福祉サービスの基準条例等の一部改正について
 - (2) 静岡市障害者自立支援協議会設置要綱の一部改訂について
 - (3) 静岡市発達障害者支援地域協議会からの報告について
 - (4) 心のバリアフリーイベントについて

8. 会議内容

・開 会

(午後2時開会)

(司会より事務連絡)

・議事・会議の成立

出席委員が定数15名のうち、11名で過半数を超えたため会議は成立。
渡邊会長に司会進行を交代。

・会議公開の承認

2名の傍聴希望あり。非公開とする内容ではないため、傍聴を承認。

(議題に入る前に中村文久委員から質問)

障害者自立支援協議会の議題は毎回どこでどのように決めているのでしょうか。

(事務局 障害者福祉課)

部会の活動や各区の連絡調整会議での検討内容を参考に、委員の意見も反映させながら決めています。また、今年度については、「障がい者共生のまちづくり計画」の策定作業があったため、委員から意見をもらう場として議題にも設定しました。行政関連事業については、報告事項として、会議の流れを考慮し、決定しました。

・議題（１）静岡市障がい者共生のまちづくり計画について

（中村文久委員）

来年度の報酬改定についてですが、厚生労働省のホームページへ2月5日にアップされた数字で確定と理解してよろしいのか確認したいです。また、具体的な報酬改定の内容が示されたとすると、資料1-2の63ページに「今後検討が必要な個別課題」として計画相談があり、その中に「要因としては」で「報酬単価が低く経営が困難であること」と記載されていますが、確かに報酬改定が分からなかった時には報酬単価が低いと思っていましたが、今度の改定の数字を見ますと、基本の単価は低くなりましたが、その他いろんな加算が付いて国の示す理想的な特定相談支援事業所というものが、どのようにやれば十分にこの単価で維持・運営ができていくかというものを示していると思います。既に報酬改定の数字が出ている後にこのように要因を断じていいのかと感じたので修正を計ったほうがよいのではないかと思います。

（渡邊会長）

ありがとうございます。2月5日にホームページに出ていましたね。ほぼ確定ではないのかと思われませんが、それらを踏まえるとこのままの記載内容でいいのかというご意見がありますけども、その辺りの考え方を事務局のほうからお答えいただきたいと思います。

（障害者福祉課）

報酬改定について2月5日に情報が出まして、それと同時にパブリックコメントが始まり、3月6日までパブリックコメント期間中ということで、まだ確定とまではいかないのですが、中村委員が言われるように「報酬単価が低い」というのは今までの状況からその文言を入れたので、この文言については検討・修正の方向で考えていきたいと思っています。

（渡邊会長）

ありがとうございます。まだパブリックコメント募集中ということで流動的であるということですね。

（飯塚委員）

34ページと61ページの表の中の短期入所で、福祉型と医療型があるのですが、これは成人のことなのか、児童のことなのか、合算しての数字なのか、別々で計上しているのか、教えていただきたいです。

（事務局 障害者福祉課）

合算で計上しています。

(飯塚委員)

児童のほうですが、要望が多くて受け入れの数が少ないということをニーズとして聞いていますので、可能であれば児童と成人の数を別々で記載していただいたほうが、それぞれの増加率が分かりますので、市民の方にも分かりやすいのかなと思います。

(中村章次委員)

61ページですが、「障害福祉サービス等の提供基盤の整備について」の中に記載されていますが、共同生活援助を平成32年度までに増やす目標ですね。私は現在知的障がい者の団体で活動しておりますが、本人たちがいつ、どこで、誰と、どんな暮らしをするのかを考え、地域の中での自立した生活を皆さんと一緒に目指しています。必ずしも1人暮らし、あるいはグループホーム等での生活が自立だとは言いませんが、市内には手帳を持っている知的障がい者が6,000人おまして、その圧倒的多数が親兄弟等家族と一緒に暮らしているというのが現実です。「自立」ということをどのように考えるか、やはり親の援助なしでは生活できないのであれば真の自立とは言えないのではないかと、どんな形にしる社会的な支援体制・仕組みをしっかりと作っていくことが必要だと考えた時に、この共同生活援助の32年度に35という数字は果たして妥当かどうか考えると非常に難しいのかなと思われれます。もう一つはグループホーム等が運営は非常に厳しいと、給付金の金額が下がったと聞きましたが、そういうことでグループホームそのものができていくのか、ということも懸念しております。この目標数値をさらに超過達成ということは考えられるのかということをお聞きしたいです。

(事務局 障害者福祉課)

32年度までの事業所数につきましては、1年あたり各区1事業所ずつとまではいきませんが、3事業所増えるだろうという想定で計画値に反映させました。定員数につきましても、生活援助の事業所数が増えることによって、グループホーム入所希望者、待機者も鑑みて1施設当たり大体8名の支給という割合を想定して作成させていただきました。

(渡邊会長)

はっきり未来が読めないというように感じられますが、進捗状況によって数値の上がり下がりはしてくると思います。このような回答でどうでしょう。

(中村章次委員)

具体的に実際グループホーム等の事業所をつくっていく上において、どんな形で進めていくのか、ということですね。あくまでいろんな法人の自主的な運営を待つのか、それとも積極的に進めるように行政が後押ししていくのかどうかです。最近はグループホームで事故等もありますし、建設にあたってはお金もかかりますし、そこに投資をしてまでやる

かと考えると、進んでいかないということも想定されるので、本当に進める気持ちで取り組むのか、疑問があり、質問させていただきました。

(池田委員)

53、54ページについてです。就労継続支援A型ですが、計画数について当初より少なくしたと協議会で意見を聞きました。2年後、3年後の継続を考えると、まだまだA型の比率が多いと考えて意見を述べさせていただければと思います。平成32年に、53ページの就労移行支援が18か所、A型事業所が33か所、B型事業所が69か所、トータルして120か所となりますが、120の事業所を100%として考えた時に、平成32年のそれぞれの比率は移行が15%、A型が27.5%、B型が57.5%となります。全国すべての政令市を確認しているわけではありませんが、県内では浜松をはじめ、東京、名古屋、大阪など、国の基準になるところの比率において、B型はほぼほぼどちらの都道府県、政令都市でも5～6割という数値を私なりに確認しておりますが、浜松においては移行とA型についてはほぼ25%ずつ、東京ですとA型が約10～15%、移行が残りの35%という比率になっています。地域の産業性があるので一概に比較はできませんけども、事業内容としてはA型、B型事業所に関しては、「通常の事業所として働くことが困難な人に対するサービス事業」と明確に記載しています。平成30年には就労定着支援ということで国の基準は就職から定着という流れになっています。就労移行支援の立場ですが、16ページに「静岡においては就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合が国の基準の50%以上を著しく下回っている」とご指摘をいただいております。それを上げていくためには、一般就労への強化について静岡市の計画にも盛り込んでいただいて、また2年後、3年後の数値を検討にあげていただければと思います。

(渡邊会長)

前向きな、建設的な意見をご提案をいただいたということで、ありがとうございます。

(中村文久委員)

62ページですが、確認になりますけど、計画相談支援の平成32年度末までの合計33という数値は、相談支援専門員数、計画作成を担当する人員の人数、というふうに理解して良いですか。

(事務局 障害者福祉課)

これは事業所数として掲載させていただいております。

(中村文久委員)

必要な相談支援専門員の人数、計画の担当者のニーズというのは市でどのくらいに考え

ているのでしょうか。報酬改定がこのまま決まったとして、相談支援専門員1人当たりの担当件数は、1ヶ月間に計画とモニタリングを合わせて35件で、40件以上のところについては減算するということになっています。このように、1人当たりの担当件数で算出していますので、市の計画やサービスの提供基盤についても人数で考えるべきだと思います。もちろん事業所数も必要ですが、計画を担当する人数、専門員数と併記しないといけないのではないかと思います。あとは報酬改定の内容を見ると1人事業所というものをなくそうという考え方が明らかです。特定事業所加算は、2名以上の特定相談支援専門員を置いておかないと取れないし、これは平成32年度までの経過措置であり、それ以降は3名以上が必要という考えなので、3、4名の相談支援専門員を抱えた事業所でないと生き残っていけない、静岡市においてもそのような事業所がたくさん増えないと、そもそも計画相談員の事業所が成り立たないのではないのでしょうか。もちろんパブコメを経て変動することもあります、そんなに変わらないのではないかと思います。市として必要な相談支援専門員の数を明確に出してもらいたいと思います。

(事務局 障害者福祉課)

先ほど、計画値は事業所数とお答えしましたが、人数でしたので訂正をさせていただきます。

(中村文久委員)

33名ということですか、とても足りないですね。

報酬改定の内容を見ると加算の中にもモニタリングとまではいなくても、利用者のところへ赴いて、記録を取るだけでも加算が取れるとか、足しげくサービス提供状況を確認して、モニタリングをし、次の計画案に繋げていく、というような手間暇がかかることも、全部評価をするようになっています。そうすると今の状態・体制でも厳しい中、計画値の人数ではもっと大変になってしまいます。せっかく加算があつて、国からしっかりやるように言われても、また専門員にやる気があつても、人数がいなければ時間もない、できないものはできないです。どんどん国の理想から離れてしまいます。進んでいるところではたくさんの専門員で、1人当たりの計画者数が20人位でやっていて、今度の報酬改定でも事業所加算等が取れるようになっていっていました。もう少しその辺りを議論して考えていただいて、33人では足りないと思っていますので、どうするか知恵を絞って考えなくてはならないと思います。専門員一人一人が頑張れば良いという問題ではないし、よい相談ができないと思います。

(渡邊会長)

現状維持でいけば仕事の質が下がる一方なので、制度・政策や時代に合わせていって、質の高いサービスを目指していくということが必要という事で大切な意見をいただきました。

た。

・議題（２）専門部会の活動について

①活動について

（畠山委員）

虐待の早期発見・再発防止について、障害者協会からの情報で、葵区だと思うのですが虐待通報された後、48時間以内に必ず会議をしようという取り組みをしていると聞きました。その取り組みは現状困らないでできるのか等教えていただきたいです。また、過去に虐待通報があった方で、その時は虐待ではないが不適切な状況だと判断したが、年数が過ぎやはり状況が悪化していると支援者が捉えた場合は、再通報なのか、またはコア会議開催なのか、どのような手順を踏んでいけばよいか教えていただきたいです。

（障害者協会 堀越氏）

市が各委託相談支援事業所に虐待防止センター業務を委託していることにより、静岡県内の虐待通報の約半数が静岡市から出ており、通報できる仕組みがきちっとできていると自ら評価をしております。計画の中にも48時間以内の対応と記載していただいて心強いです。ただ、現状葵区が通報後48時間以内にコア会議を開催しておりますが、若干区によってタイムラグがあると感じています。なるべく48時間以内に動いていただいていると思いますが、場合によってはメンバーが多すぎて、なかなか会議に集まりきらないということもありました。また、別の観点から言うと、明らかに顔や身体に痣がある等、コア会議を開かなくても身体的虐待が認められる場合は、各区障害者支援課と障害者福祉課で臨時的にコア会議を開いて分離を決めたという知らせを聞いた事例もございます。

畠山委員の言われるケースについて、経年により事態が悪くなるということはよくある例で、そのときどのように決めるかという、作成したマニュアルのフローチャートでは、必ずコア会議を開くということになっております。

・議題（２）専門部会の活動について

②子ども部会設置に向けての提案

（中村章次委員）

すぐにでも子ども部会の設置を実現していただきたいと思います。育成会の中でもレスパイト事業として「あおぞら」という児童の放課後支援を実施しています。医療的ケアが必要なので任意団体が事業を実施して良いのかと考えることはありますが、その支援の大変さというのは非常に実感しています。そして、医療的ケア児と親に対しての双方に支援をする社会の仕組みが非常に整っていない現状です。是非とも医療的ケア児のことを考え

る協議の場を整備し、課題の共有を図ることが大切だと思います。

(渡邊会長)

部会の設置については、静岡市障害者自立支援協議会設置要綱第7条において、会議に諮って定めることとなっておりますので、設置の可否について皆様にお諮りしたいと思います。目的は、先ほど浅野委員からのご説明にありましたように「障害福祉分野・教育分野・子育て分野・児童相談分野、その他関係者の連携が必要である」ということで、詳細につきましては、浅野委員をはじめ、このほかに関係する機関の方々で調整していただくということで、新たに部会として設置をするということで、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(渡邊会長)

では、異議なしということで、確認させていただきたいと思います。新たに部会を設置することで、部会の数が7つから8つに増えます。いろいろな問題に対して、今後部会が増える可能性もあろうかと思えます。そうすると部会が手に余るということも考えられますので、成熟した部会は例えば1人立ちできているものはそれが主体で動いていき、その後新たに部会を設置するというようなことも併せて考えていく必要もあるかと思えます。

「子ども部会」については、今後の協議・検討をよろしくお願いします。

・議題（3）平成29年度各区の地域課題について

(飯塚委員)

相談支援部会の設置・活動について、委員としても是非つくっていただきたいということでご提案申し上げます。今回の報酬改定で一人当たりの件数が制限され、質の向上が求められています。相談員のスキル向上、情報共有といったことが不可欠でございます。毎回障害者自立支援協議会で特定相談の問題が提起されておりますので、全体の相談支援事業所の総意として意見が出て、改善策がある程度具体化できるという意味では、相談支援部会の設置というのは必ず必要になってくると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

(中村文久委員)

せっかくご提案いただいた意見なので、相談支援部会については設置の審議をすぐにすべきだと思います。

(遠藤委員)

相談支援事業所のことで今日は多くの委員からもご意見が出ておりますが、私のほうからも一言述べさせていただきます。厚生労働省からもデータが出まして、複数の相談支援専門員が業務を行うかたちが基本になるというメッセージだと思います。なぜそうなるかという、相談支援事業の重要性を認めているということと、継続性を担保するには当然事業所の中でカバーし合えなければ続かない、という考え方だと思います。内容をよく読んでいくと、主任相談支援専門員を配置すると一番いい特定事業所加算が取れるとか、現任研修を受けた専門員がOJTをなささい等と明確に書かれていて、これをするには当然事業所が相談支援専門員を複数人確保することが必要だと思います。報酬の部分もありますが、事業所を成り立たせるための一番本質的な部分が今回はメッセージとして出ているということを確認いただいて、計画の中の「今後の検討課題」の検討をいつ始めるのかという話になるのかと思うのですが、そこを明確にし、方向性を示していただきたいと思います。

(中村文久委員)

相談支援部会の設置についてですが、審議ということで先ほど会長からお話がありましたが、次の部会で必ず審議を議題として載せるということについて、この場で可否の判断をするということはできませんか。

(渡邊会長)

この場で相談支援部会の設置を決めるということでしょうか。

(中村文久委員)

それはなかなか難しいかと思いますが、次回の障害者自立支援協議会で必ず議題に載せるということをお願いできればと思います。

(渡邊会長)

次回はそれを議題に載せることにしましょう。

・報告事項

- (1) 静岡市指定障害福祉サービスの基準条例等の一部改正について
- (2) 静岡市障害者自立支援協議会設置要綱の一部改定について
- (3) 静岡市発達障害者支援地域協議会からの報告について
- (4) 心のバリアフリーイベントについて

(渡邊会長)

以上で、本日予定しております内容は終了となります。委員の皆さんにおかれましては、円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。これにて、進行を事務局にお返しします。

・閉 会

(司会より事務連絡)

(午後4時閉会)